

問 合 せ 先	健康福祉局障害福祉部障害福祉課
	TEL 504-2147

心身障害者扶養共済制度の掛金の減免

1 支援策の内容

災害により著しい損害を受けた場合に、損害の程度に応じて心身障害者扶養共済制度の掛金を減免

2 対象者（要件等）

(1) 加入者及び加入者の属する世帯の他の世帯員すべてが、災害によって著しい被害を受けたことにより、市民税を減免される方

ア 市民税を免除されるとき・・・・・・・・・・10分の9減免

イ 市民税を2分の1以上減額されるとき・・・・・・・・10分の5減免

(2) 加入者及び加入者の属する世帯の他の世帯員すべてが、災害によって著しい被害を受け、その損害の程度が(1)のア又はイに相当すると認められる方

・・・・・・・・災害により受けた損害の程度に応じ、(1)のア又はイに準じて市長が認定する率

3 手続の方法

お住まいの区福祉課に申請書を提出してください。

※ 対象者によっては、別途、書類の提出が必要になる場合があります。

- 中区福祉課障害福祉係 (TEL) 504-2588 (FAX) 504-2175
- 東区福祉課障害福祉係 (TEL) 568-7734 (FAX) 568-7781
- 南区福祉課障害福祉係 (TEL) 250-4132 (FAX) 254-9184
- 西区福祉課障害福祉係 (TEL) 294-6346 (FAX) 294-6311
- 安佐南区福祉課障害福祉係 (TEL) 831-4946 (FAX) 879-8565
- 安佐北区福祉課障害福祉係 (TEL) 819-0608 (FAX) 819-0602
- 安芸区福祉課障害福祉係 (TEL) 821-2816 (FAX) 821-2832
- 佐伯区福祉課障害福祉係 (TEL) 943-9769 (FAX) 923-1611

4 その他

減免期間は、申請のあった日の属する月分から令和4年5月分まで。